

# 小規模多機能型居宅介護（介護予防・短期利用居宅介護）

## 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

小規模多機能型居宅介護の登録者以外の居宅サービス利用者に対して、緊急時における短期利用居宅介護サービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 提供できるサービスの地域

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所 おおづセンターホーム  
指定番号 4392600013  
所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田1187-1  
管理者の氏名 田尻 陽介  
電話番号 096-294-0002  
FAX番号 096-294-0003  
サービスを提供する地域 大津町

#### (2) 事業所の従業者体制

|           | (職務の内容)                         |      |
|-----------|---------------------------------|------|
| 管理者       | 業務の一元的な管理                       | 1名   |
| 看護師又は准看護師 | 心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理 | 1名   |
| 介護職員      | 介護業務                            | 6名以上 |
| 介護支援専門員   | 小規模多機能型居宅介護計画の作成等               | 1名   |

営業日 365日

営業時間

|        |         |
|--------|---------|
| 通いサービス | 8時から17時 |
| 宿泊サービス | 16時から9時 |
| 訪問サービス | 24時間    |

|             |     |
|-------------|-----|
| 登録定員        | 25名 |
| 通いサービスの利用定員 | 15名 |
| 宿泊サービスの利用定員 | 7名  |

### (3) 施設の概要

#### ○宿泊室                   7 室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。ただし、夫婦利用等、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができます。

#### ○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）

#### ○浴室

浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽及び特浴を設けます。

#### ○地域交流スペース

地域の方と気軽に交流できるスペースを設けます。

#### ○その他設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

## 3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の状態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス・・・事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス・・・利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・宿泊サービス・・・一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

## 4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

○介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1ヶ月当たり)

イ. 小規模多機能型居宅介護費 (1月)

| 要介護状態区分 | 利用料                 |
|---------|---------------------|
| 要支援1    | 34,500円 (3,450単位)   |
| 要支援2    | 69,720円 (6,972単位)   |
| 要介護1    | 104,580円 (10,458単位) |
| 要介護2    | 153,700円 (15,370単位) |
| 要介護3    | 222,590円 (22,259単位) |
| 要介護4    | 246,770円 (24,677単位) |
| 要介護5    | 272,090円 (27,209単位) |

ロ. 小規模多機能型居宅介護費 日割※ (1日)

| 要介護状態区分 | 利用料   |
|---------|-------|
| 要支援1    | 423単位 |
| 要支援2    | 529単位 |
| 要介護1    | 570単位 |
| 要介護2    | 638単位 |
| 要介護3    | 707単位 |
| 要介護4    | 774単位 |
| 要介護5    | 840単位 |

※日割算定は、途中でサービスを変更又は中途利用 (15日以内) の場合に算定されます。

ハ. 短期利用居宅介護費 (1日)

| 要介護状態区分 | 利用料   |
|---------|-------|
| 要支援1    | 424単位 |
| 要支援2    | 531単位 |
| 要介護1    | 572単位 |
| 要介護2    | 640単位 |
| 要介護3    | 709単位 |
| 要介護4    | 777単位 |
| 要介護5    | 843単位 |

(2) 加算料金等

初期加算 1日につき 30円 (30単位)

登録した日から起算して30日以内の期間についてお支払いください。

総合マネジメント体制強化加算 1月につき 1,200円 (1,200単位)

|                |        |              |
|----------------|--------|--------------|
| 看護職員配置加算（Ⅱ）    | 1月につき  | 700円（700単位）  |
| サービス提供体制加算（Ⅰ）イ | 1月につき  | 640円（640単位）  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  | 所定単位数に | 14.9%を乗じた単位数 |
| 科学的介護推進体制加算    | 1月につき  | 40円（40単位）    |

入所者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態、その他の入所者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合

## ○その他の費用

### （1）送迎費用

①通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 1 km 毎 40円

### （2）交通費

①通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね 1 km 毎 40円

### （3）食事の提供に要する費用

1,400円（朝食300円、昼食500円、夕食500円、おやつ100円）

（4）宿泊に要する費用 2,000円（1300円、光熱費700円）

（5）おむつ代 実費

（6）日常生活費 実費

## 5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としてしています。

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

### 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

### 12. 苦情解決窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 山東 博知（介護支援専門員）

ご利用時間： 月～土曜日 8時00分～17時00分

ご利用方法 電話 096-294-0002

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大津町役場 介護保険係

所在地： 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地

電話番号： 096-293-3510 FAX番号： 096-293-0474

受付時間： 9時00分～17時00分

熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談

所在地： 熊本県熊本市東区健軍1丁目18番7号

電話番号： 096-214-1101

受付時間： 8時30分～17時00分（土、日、祝祭日を除く）

熊本県サービス運営適正化委員会（熊本県社会福祉協議会内）

所在地： 熊本県熊本市南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター5階

電話番号： 096-324-5454 FAX番号： 096-355-5440

受付時間： 9時00分～17時00分

#### 苦情処理第三者委員

山邊 敏 (民生委員)  
松坂 孝 (家族会代表)  
山崎 公雄 (評議員)

### 1 3. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ・協力医療機関

○名称 医療法人社団 熊本清仁会  
菊陽台病院  
理事長 田中 孝明  
住所 熊本県菊池郡菊陽町久保田2984番地

#### ・協力歯科医療機関

○名称 片山歯科医院  
院長 片山 幸博  
住所 熊本県菊池郡大津町上鶴1485番地1

#### ○緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 1 4. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田 1 1 8 7 - 1  
事業者名 小規模多機能型居宅介護事業所 おおづセンターホーム  
(指定番号 4392600013 )  
管理者及び説明者名 ⑩

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所  
氏 名 ⑩

<身元引受人>

住 所  
氏 名 ⑩ (続柄 )